



参 考

[根拠法令等]

毒物及び劇物取締法

第3条の2 1～2 略

- 3 特定毒物研究者又は特定毒物を使用することができる者として品目ごとに政令で指定する者（以下「特定毒物使用者」という。）でなければ、特定毒物を使用してはならない。ただし、毒物又は劇物の製造業者が毒物又は劇物の製造のために特定毒物を使用するときは、この限りでない。

4～11 略

毒物及び劇物取締法施行令

(使用者及び用途)

第16条 法第3条の2第3項及び第5項の規定により、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤の使用人及び用途を次のように定める。

- 一 使用人 国、地方公共団体、農業協同組合及び農業者の組織する団体であつて都道府県知事の指定を受けたもの
- 二 用途 かんきつ類、りんご、なし、ぶどう、桃、あんず、梅、ホツプ、なたね、桑、しちとうい又は食用に供されることがない観賞用植物若しくはその球根の害虫の防除

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。